

住民異動届

(あて先)
東員町長

※窓口にお越しの方の本人確認書類（運転免許証等）をご提示ください。

太わく

の
中
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い。

届出の日 Date	令和 年 月 日	異動の日 Date of move	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和	<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他()
①住所 Address	番 アパート名、部屋番号等 apt. <input type="checkbox"/> 三重県員弁郡東員町 番地			
②氏名 Name	異動される方との関係 ① 1. 本人 2. 世帯主 3. 世帯員 4. 代理人()		連絡先 Phone (携帯可) () -	
新しい住所 New address	<input type="checkbox"/> 三重県員弁郡東員町 <input type="checkbox"/> ①と同じ 番 アパート名、部屋番号等 apt. フリガナ 新世帯主 <input type="checkbox"/> ②と同じ Head of household's name at the new address 番地			
今までの住所 Former address	<input type="checkbox"/> 三重県員弁郡東員町 <input type="checkbox"/> ①と同じ 番 旧世帯主 <input type="checkbox"/> ②と同じ Head of household's name at the former address 番地			

増				
転入	カード転入	国外転入	帰化	転出取消

減				
転出	カード転出	国外転出		

その他				
転居	分離	合併	世帯主変更	修正

増(外国人)	
30条の46入国	30条の47届出

異動される方の氏名	フリガナ 氏名 Name		生年月日 Date of birth	性別	東員町 での続柄	通知カード	個人番号 カード	番号カード 申請書	外国人	世帯主変更による続柄修正		
	氏名									氏名	新	旧
	1	<input type="checkbox"/> ②と同じ	大昭平令西	年 月 日	男 M 女 F	<input type="checkbox"/> 世帯主	有・無 送付先 返納 記載事項変更	有・無 送付先 返納 記載事項変更	出力 不要	初入国 再入国		
2		大昭平令西	年 月 日	男 M 女 F		有・無 送付先 返納 記載事項変更	有・無 送付先 返納 記載事項変更	出力 不要	初入国 再入国			
3		大昭平令西	年 月 日	男 M 女 F		有・無 送付先 返納 記載事項変更	有・無 送付先 返納 記載事項変更	出力 不要	初入国 再入国			
4		大昭平令西	年 月 日	男 M 女 F		有・無 送付先 返納 記載事項変更	有・無 送付先 返納 記載事項変更	出力 不要	初入国 再入国			
5		大昭平令西	年 月 日	男 M 女 F		有・無 送付先 返納 記載事項変更	有・無 送付先 返納 記載事項変更	出力 不要	初入国 再入国			

備考	<input type="checkbox"/> 本届に併せて、通知カードの表面記載事項の変更申請を届出します。 <input type="checkbox"/> 本届に併せて、個人番号カードの券面記載事項の変更申請および電子証明書発行申請を届出します。 ※上記の届出は、この異動届から1ヶ月間のみ有効です。 <input type="checkbox"/> 通知カード、個人番号カード後日持参予定	【転入・転居・世帯分離・世帯合併の方へ お住まいの形状等についての聞き取り】 ※職員が聞き取って記入いたします。 ●新住所が一戸建て 異動者を含め、新住所の家屋に住む人数 () 人 <input type="checkbox"/> 自己・家族・親族名義 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 間借り <input type="checkbox"/> シェアハウス <input type="checkbox"/> 勤務先の寮 <input type="checkbox"/> ケアハウス等 <input type="checkbox"/> その他 ●新住所が集合住宅等 異動者を含め、新住所の部屋に住む人数 () 人 <input type="checkbox"/> アパート・マンション <input type="checkbox"/> プレハブ <input type="checkbox"/> シェアハウス <input type="checkbox"/> 勤務先の寮 <input type="checkbox"/> ケアハウス、病院等 <input type="checkbox"/> その他 ●回答できない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> 答えたくない <input type="checkbox"/> その他
----	--	--

処理欄	受付	転出証交付	新住所確認	転入案内配布	電算入力	入力点検	券面記載	続柄確認	申請書・更新	紛失・再交付	本人確認	運免・番号カ・住カ・在カ・特永・旅券 障手・健保・介保・年金・学生・社員 キャ・クレ・診・聴取・その他()
-----	----	-------	-------	--------	------	------	------	------	--------	--------	------	--

記入についてわからないところは係員におたずねください。
住民異動届 (R1.5調製)

◎転入・転居・世帯合併をされる際、新住所・新世帯での続柄を「同居人」または「配偶者（未届）」と設定される場合は、下記の質問にお答えの上、署名捺印をお願いいたします。

(注) 次の①②の場合、回答は不要です。

- ①世帯主が異動届出をする。
- ②戸籍届出と異動届出が同時で、直後に続柄が変更される。

※この質問は、住民基本台帳法第34条第3項によるものです。

※同居人とは、親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）ではない間柄で同居する人のことを指します。

(回答をマルで囲ってください)

●新しい世帯入りすることについて、新住所の世帯主には事前に了解を得ていますか？

はい ・ いいえ

●新住所の世帯主とは、この近日常、実際に会っていますか？ だいたい1週間程度のことを回答してください。

はい ・ いいえ

●今後、戸籍の届出により、続柄が変更される予定はありますか？

はい・いいえ・未定

届出人
署名捺印 _____ (印)
※拇印可

◎「転入や転居をされる際に新住所に存在する世帯とは別の世帯を構成する場合」および「世帯分離」をされる場合は、下記の質問にお答えの上、署名捺印をお願いいたします。

※この質問は、住民基本台帳法第34条第3項によるものです。

(回答をマルで囲ってください)

●お住まいは、二世帯住宅または同敷地内別建物ですか？

はい ・ いいえ

●生計は別ですか？

例：自己の収入のみで生活を維持している。

はい ・ いいえ

●生計が別であることを立証する資料の提示を求められた場合、提示できますか？

はい ・ いいえ

●将来、制度改正等により、世帯を別にしたことによる不利益が発生した場合でも、異議はありませんか？

はい ・ いいえ

届出人
署名捺印 _____ (印)

※拇印可

【世帯および世帯主の定義】

世帯：居住と生計をとにする社会生活上の単位をいいます。

世帯主：主に世帯の生計を維持する者で、その世帯を代表する者として社会通念上、妥当と認められる者です。

◎日本国籍で、海外への転出届をされる方は、下記の質問にお答えの上、署名捺印をお願いいたします。

※この質問は、住民基本台帳法第34条第3項によるものです。

(回答をマルで囲ってください)

●海外で、1年以上生活する予定ですか？

※短期の一時帰国は除きます。

はい ・ いいえ

●予定が変更となり、1年以内に帰国し日本で生活することとなったとき、転出取り消しとなる場合がありますが、異議はありませんか？

※短期の一時帰国は除きます。

はい ・ いいえ

届出人
署名捺印 _____ (印)

※拇印可

◎日本国籍で、海外からの転入届をされる方は、下記の質問にお答えの上、署名捺印をお願いいたします。

※この質問は、住民基本台帳法第34条第3項によるものです。

(回答をマルで囲ってください)

●国内で1年以上生活する予定ですか？

※短期の一時出国は除きます。

はい ・ いいえ

●予定が変更となり、1年以内に再び海外で生活することとなったとき、転入の取り消しとなる場合がありますが、異議はありませんか？

※短期の一時出国は除きます。

はい ・ いいえ

届出人
署名捺印 _____ (印)

※拇印可

※これらの回答を根拠に、直ちに届出が認められないということはありません。

ただし、異動届や世帯構成等に疑義が生じた場合は、この回答が届出時の証拠として採用される可能性があります。

※異動届に虚偽があるときは、住民基本台帳法第52条による過料の対象となる場合があります。